

暮らしのマガジン 便利



相談ファイル

～投資用マンション勧誘の電話がしつこい～

《相談内容》 「都心のマンションを購入すれば、家賃収入もあるので良い投資になる」と分譲マンション購入を勧誘する電話がしつこく職場にかかる。断ると対応が威圧的に変わる。どうにかならないか。

《アドバイス》 業者から自宅や職場に投資目的で大都市圏の分譲マンションの購入を勧誘する電話が何度もかかるという相談もよく寄せられます。

悪質な業者は投資目的のマンションの購入を勧め、断ると「話も聞かずに断るのか」と威圧的であったり、何度も連絡されるため業務に差し障りが出たりします。(相手は会社名を名乗らないこともあります。)

中には、根負けし話を聞きに行くなどして、契約することもあるようです。

マンションといえば非常に高価な買い物です。慎重にも慎重を重ねて契約をするべきです。

必要ないと判断したら毅然として断りましょう。「いいです。」といった曖昧な返事はしない。

それでもしつこく勧誘の電話があった場合は、業者名などを聞き出し、消費生活相談窓口や都道府県または国土交通省の宅地建物取引業規制課にご相談ください。(迷惑となるような勧誘は禁止されています)

マンション契約にもクーリング・オフ制度があります。(※注「宅地建物取引業法」に基づく)以下の4条件すべてを満たしている時に限りクーリング・オフが出来ます。(必ず書面で)

- ・ 不動産業者が直接販売している場合。(仲介している場合は不可)
- ・ 契約した場所が不動産会社の事務所(モデルルーム)や買主が指定した自宅や勤務先ではないこと。(例えば、喫茶店やホテルなどなら可)
- ・ 物件の引渡しを受け売買代金を全額支払っていないこと。
- ・ クーリング・オフの書面(説明)を受けた日から8日以内であること。



生活情報ファイル

～浴槽用浮き輪にご注意！ 乳幼児が溺死することも～

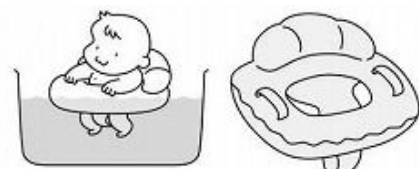
座らせるタイプの浴槽用浮き輪は、乳幼児でも一人でお風呂に入れる便利な商品だと思われていましたが、その浮き輪での痛ましい死亡事故が国民生活センターに報告されました。

同センターで行われた検証では、このタイプの浮き輪は身を乗り出したり、乳幼児でも足が立つ位のお湯の深さの場合、ひっくり返りやすいことが分かりました。

一度ひっくり返ると自力で起き上がることは困難で、そのままの状態ですべて溺れてしまいます。

(浮き輪から落ちないように足を固定させることが、転覆時には逆に足が抜けなくなる原因になる。)

こうした痛ましい事故は、保護者が洗髪したり、体を拭いている時など乳幼児からほんの少し目を離れた隙に起こっています。



使用のイメージ

パンツ型シート
に足を通す

このような浮き輪のご使用はお控えください。

また、水の事故は海やプールだけではなく、家庭内でも起こり得ます。乳幼児の行動は予想しにくいので、周囲の大人は決して目を離さないようにしてください。

(たとえ、足が届く深さのお湯でも乳幼児は溺れることがあり、油断は禁物です。)

詳細は国民生活センターのホームページでご確認ください。

(URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705_2.html)

市町からこんにちは。(今日は安芸高田市からです)

安芸高田市の消費生活相談窓口は、週1回水曜日の午前9時30分から午後4時30分まで(年末年始、祝日を除く。0826-42-1143)で、各種消費生活に関する相談を受け付けています。

市内での相談の特徴は、不当請求や架空請求に関するものから、訪問販売に関する契約のトラブルなど多く寄せられ、その中で特にお年寄りから、家のリフォームに関して「したくはなかったが契約してしまった。どうしたらよいか」や「寝具を購入したが解約したい」などの相談を受けています。

こうした中、市主催により、6月23日(土)に市内甲田町において、防犯(犯罪抑止・消費生活トラブル防止)を啓発する第3回「安芸高田市民のつどい」を開催しました。

式では冒頭で、児玉更太郎市長から「6町が合併し今年が4年目。安全で安心なまちづくりを市民の皆さんと創っていきましょう」と挨拶があり、安芸高田警察署長からは、「減らそう犯罪広島県民総ぐるみ運動」や、市内の犯罪情勢等についての話がありました。

その後、消費生活専門相談員からは、「悪質商法の現状と対策」と題して、身近に迫る悪質商法の具体例をふまえながら、その対処方法の講演がありました。

また、会場ロビーでは消費生活に関するパネル展示も行いました。

安芸高田市さん ありがとうございます。



(県のパネルもお手伝い)

くらしのまめちしき

～あなたを狙う！？ ニセ職員～

「税金が還付されます。」・「年金(国民年金保険料)が還付されます。」こういった電話を受けられた事はありませんか？

税務署(関係)職員や社会保険庁の職員を名乗って「金銭の還付があります。」と電話をかけ、ATM(現金自動預払機)に誘導し、携帯電話を通じて言葉巧みに預金通帳の残高照会などの操作させ、預金を騙し取る(振り込め詐欺)手口が全国的に起こっています(広島県でも起こりました)。被害に遭うのは、機械操作の不慣れな高齢者の方が多いようです。

(平成19年1月から10万円を超える現金の振り込みは個人の確認が必要となります。しかし、預金通帳やキャッシュカードからの振り込みは今までどおり振り込みが可能です。)

税務署・税務局などの税務関係部署や社会保険庁(社会保険事務所)では、ATMを通じて金銭の還付をするようなことはありません。

(また、口座を指定して税金や年金の過払い請求の振り込み等を依頼することはありません。)



あわてないでください。そのような電話や訪問者があれば、安易に信用せず、実際の公的機関の連絡先を電話帳で調べ、問い合わせてください。(相手の「連絡先」はあてになりません。注意が必要です。)

ほかにも「厚生労働省」の部署を名乗る同様の手口があります。

くれぐれも気をつけてください。

被害に遭った場合は、警察にご連絡ください。

発行元:広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先でご自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。